

事務連絡
令和元年10月25日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その5）

令和元年台風第19号による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

（令和元年10月24日付け事務連絡から、下線部及び別紙を更新）

記

1に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第20条第1項、第48条第1項、第66条第1項、第78条第1項、第87条第1項、第96条第1項、第127条第1項、第140条の6第1項、第145条第1項、第155条の5第1項、第182条第1項、第197条第1項及び第212条第1項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第50条第1項、第69条第1項、第81条第1項、第90条第1項、第118条の2第1項、第135条第1項、第155条第1項、第190条第1項、第206条第1項、第238条第1項、第269条第1項並びに第286条第1項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の19第1項、第24条第1項、第71条第1項、第96条第1項、第117条第1項、

第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 令和元年台風第 19 号に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和元年 10 月 25 日午後 0 時時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第 9 条の被保険者であること。

(2) 令和元年台風第 19 号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年1月末までの介護サービス分

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1(2)の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が1(1)の市町村であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。
ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。
また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

猶予実施市町村

(令和元年 10 月 25 日午後 0 時時点)

(下線部が更新部分)

	都道府県	市町村
1	岩手県	宮古市
2		大船渡市
3		陸前高田市
4		釜石市
5		大槌町
6		山田町
7		田野畑村
8	宮城県	仙台市
9		石巻市
10		塩竈市
11		気仙沼市
12		白石市
13		名取市
14		角田市
15		多賀城市
16		岩沼市
17		登米市
18		栗原市
19		大崎市
20		富谷市

21		蔵王町
22		七ヶ宿町
23		大河原町
24		村田町
25		柴田町
26		川崎町
27		丸森町
28		亶理町
29		山元町
30		松島町
31		七ヶ浜町
32		利府町
33		大郷町
34		大衡村
35		色麻町
36		加美町
37		涌谷町
38		美里町
39		女川町
40		南三陸町
41	福島県	福島市
42		会津若松市
43		郡山市
44		いわき市
45		白河市

46		須賀川市
47		喜多方市
48		相馬市
49		二本松市
50		田村市
51		南相馬市
52		伊達市
53		本宮市
54		桑折町
55		国見町
56		川俣町
57		大玉村
58		鏡石町
59		天栄村
60		檜枝岐村
61		只見町
62		猪苗代町
63		会津美里町
64		西郷村
65		泉崎村
66		中島村
67		矢吹町
68		棚倉町
69		矢祭町
70		塙町

71		鮫川村
72		石川町
73		玉川村
74		平田村
75		浅川町
76		古殿町
77		三春町
78		小野町
79		檜葉町
80		富岡町
81		川内村
82		大熊町
83		双葉町
84		浪江町
85		葛尾村
86		新地町
87		飯舘村
88	茨城県	水戸市
89		日立市
90		土浦市
91		石岡市
92		結城市
93		常陸太田市
94		北茨城市
95		茨城町

96		那珂市
97		常陸大宮市
98		大子町
99		神栖市
100		守谷市
101		つくば市
102		ひたちなか市
103		城里町
104		筑西市
105		笠間市
106		栃木県
107	足利市	
108	栃木市	
109	佐野市	
110	鹿沼市	
111	日光市	
112	大田原市	
113	矢板市	
114	那須塩原市	
115	さくら市	
116	塩谷町	
117	那須町	
118	那須烏山市	
119	小山市	
120	下野市	

121		上三川町
122		茂木町
123		壬生町
124	群馬県	高崎市
125		館林市
126		藤岡市
127		富岡市
128		安中市
129		神流町
130		南牧村
131		嬭恋村
132		高山村
133		千代田町
134		邑楽町
135		みなかみ町
136		埼玉県
137	川越市	
138	熊谷市	
139	川口市	
140	秩父市	
141	所沢市	
142	飯能市	
143	本庄市	
144	東松山市	
145	狭山市	

146		深谷市
147		上尾市
148		入間市
149		朝霞市
150		志木市
151		和光市
152		新座市
153		桶川市
154		坂戸市
155		鶴ヶ島市
156		日高市
157		ふじみ野市
158		嵐山町
159		小川町
160		川島町
161		吉見町
162		ときがわ町
163		横瀬町
164		皆野町
165		小鹿野町
166		美里町
167		神川町
168		寄居町
169	千葉県	睦沢町
170		墨田区

171	東京都	世田谷区
172		北区
173		板橋区
174		練馬区
175		八王子市
176		立川市
177		青梅市
178		府中市
179		昭島市
180		調布市
181		町田市
182		日野市
183		福生市
184		狛江市
185		羽村市
186		あきる野市
187		瑞穂町
188		日の出町
189		檜原村
190		奥多摩町
191	神奈川県	川崎市
192		相模原市
193		平塚市
194		小田原市
195		茅ヶ崎市

196		秦野市
197		厚木市
198		伊勢原市
199		海老名市
200		座間市
201		南足柄市
202		寒川町
203		大井町
204		松田町
205		山北町
206		箱根町
207		湯河原町
208		愛川町
209		清川村
210	新潟県	上越市
211	山梨県	富士吉田市
212		都留市
213		山梨市
214		大月市
215		韮崎市
216		南アルプス市
217		北杜市
218		笛吹市
219		上野原市
220		甲州市

221		<u>市川三郷町</u>	
222		<u>早川町</u>	
223		<u>身延町</u>	
224		<u>南部町</u>	
225		<u>富士川町</u>	
226		<u>道志村</u>	
227		<u>鳴沢村</u>	
228		<u>富士河口湖町</u>	
229		<u>小菅村</u>	
230		<u>丹波山村</u>	
231		長野県	長野市
232			松本市
233	上田市		
234	岡谷市		
235	諏訪市		
236	須坂市		
237	小諸市		
238	伊那市		
239	中野市		
240	飯山市		
241	茅野市		
242	塩尻市		
243	佐久市		
244	千曲市		
245	東御市		

246		安曇野市
247		小海町
248		南相木村
249		北相木村
250		佐久穂町
251		軽井沢町
252		御代田町
253		立科町
254		青木村
255		長和町
256		下諏訪町
257		富士見町
258		原村
259		辰野町
260		麻績村
261		生坂村
262		坂城町
263		小布施町
264		高山村
265		飯綱町
266	静岡県	伊豆の国市
267		函南町